

最上川水系水質汚濁対策連絡協議会 規約

(名 称)

第1条 この協議会は、「最上川水系水質汚濁対策連絡協議会」と称する。
(以下「協議会」という。)

(目 的)

第2条 協議会は、最上川水系の河川及び水路について、河川水質汚濁対策に関する各機関相互の連絡調整をはかることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 水質調査に関する資料及び情報の交換。
2. 水質汚濁に関する資料及び情報の交換。
3. 緊急時の情報および連絡通報体制の整備。
4. 水質監視体制に関する連絡調整。
5. その他、水質汚濁対策の推進に必要な事項。

(組 織)

第4条 協議会は、別添に掲げる関係機関をもって組織する。

(役 員)

第5条 協議会は次の役員をおく。

会 長	(1名)	幹 事 長	(1名)
副 会 長	(3名)	幹 事	(若干名)
委 員	(若干名)		

(会長及び副会長)

第6条 会長は、協議会を代表し、副会長とともに会務を統轄する。会長には東北地方整備局河川部長、副会長には山形県県土整備部、環境エネルギー部、並びに農林水産部長の職にあるものをもってあてる。

(委員及び委員会)

第7条 委員は、関係機関の推薦するものをもってあてる。
2. 委員会は、必要に応じ会長が招集し、協議会の運営の総括的方針を決定する。
3. 委員会は、委員で構成する。

(幹事長)

第8条 幹事長は、会長をたすけて会務を処理する。幹事長には、東北地方整備局山形河川国道事務所長の職にあるものをもってあてる。

(専門委員会)

第9条 委員会に、水質汚濁に関する重要事項を調査研究させるための専門委員会を置くことができる。
2. 専門委員は、委員、顧問または当該事項に関し学職経験あるものの中から、会長が指名し委嘱する。
3. 専門委員会の運営については、別に定める要領によるものとする。

(幹事及び幹事会)

第10条 幹事は、関係機関の推薦するものをもってあてる。
2. 幹事会は、年1回以上幹事長が招集し、第3条及び次のことを協議する。
① 活動計画(案)
② 活動実績報告

(顧 問)

第11条 協議会には、委員会の推薦により顧問をおくことができる。顧問は、委員会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(任 期)

第12条 役員の任期は、その職務にある期間とする。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、東北地方整備局山形河川国道事務所河川管理課におく。

(規約の改正)

第14条 本規約の改正は、軽微な変更を除き、委員会の議決によらなければならない。

(委任)

第15条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関しての必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則 この規約は昭和48年5月10日より施行する。

附 則 この規約は平成8年5月29日より改正施行する。

附 則 この規約は平成10年5月29日より改正施行する。

(構成機構の1機関：東北電力(株)の加入)

附 則 この規約は平成13年5月28日より改正施行する。

(構成機構の変更〔県：健康福祉部〕及び名称の変更〔国土交通省整備局〕)

附 則 この規約は平成14年6月7日より改正施行する。

(構成機構の名称の変更〔生産流通課水産室〕)

附 則 この規約は平成15年6月24日より改正施行する。

(構成機構の名称の変更〔国土交通省：河川部河川環境課、山形河川国道事務所、酒田河川国道事務所、新庄河川事務所〕〔山形県：河川砂防課、総務部危機管理室食品安全対策課、危機管理室消防防災課〕)

附 則 この規約は平成17年6月15日より改正施行する。

(構成機構の名称の変更〔山形県：危機管理室総合防災課〕)

附 則 この規約は平成18年6月15日より改正施行する。

(構成機構の1機関：鶴岡市の加入)

(構成機構の名称の変更〔山形県：環境企画課、エコ農業推進課、生産技術課、生活環境課〕)

(構成機構の名称の変更〔市町村：酒田市、庄内町〕)

附 則 この規約は平成22年5月26日より改正施行する。

(構成機構の名称の変更〔山形県：県土整備部(河川課・下水道課)、生活環境部(水大気環境課・食品安全対策課・危機管理課)、農山漁村計画課〕)

附 則 この規約は平成23年7月11日より改正施行する。

(構成機構の減〔国土交通省：長井ダム工事事務所〕)

(構成機構の名称の変更〔山形県：食品安全衛生課、環境農業推進課〕)

附 則 この規約は平成24年6月7日より改正施行する。

(構成機構の名称の変更〔山形県：環境エネルギー部〕)

附 則 この規約は平成25年6月3日より改正施行する。

(構成機構の名称の変更〔山形県：水産課、農業技術環境課、農村計画課〕)

附 則 この規約は平成26年6月2日より改正施行する。

(構成機構の名称の変更〔山形県：水産振興課〕)

附 則 この規約は平成27年6月1日より改正施行する。

(構成機構の2機関：東北経済産業局、関東東北産業保安監督部の加入)

附 則 この規約は平成28年6月10日より改正施行する。

(構成機構の名称の変更〔山形県企業局：水道事業課〕)

附 則 この規約は平成30年6月18日より改正施行する。

(構成機構の名称の変更〔東北電力株式会社：山形発電技術センター〕)

附 則 この規約は令和元年6月12日より改正施行する。

(会計に関する事項の削除等)

(構成機構の名称の変更〔山形県：防災くらし安心部消防救急課〕)

